⑵【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ・ｂ　略］

ｃ　会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。⑭において同じ。）以内にこの報告書を提出すること。

［ｄ・ｅ　略］

［⑵～⑼　略］

⑽　保有目的

ａ　「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

ｂ　重要提案行為等（法第27条の26第１項に規定する重要提案行為等をいう。ｂ、⑾及び⑭ａにおいて同じ。）を現に行い、又は行うことを予定している場合（当該重要提案行為等が、報告書の提出者が第16条第４号に掲げる事項を行うことを提案するものである場合を除く。）には、その内容（例えば、当該重要提案行為等の具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

ｃ　株券等保有割合を100分の５を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為及び法第２条第９項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が株券等の流通の

⑵　［同左］

発行済株式等総数（株・口） （　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（％） （T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

［ｄ・ｅ　同左］

［⑵～⑼　同左］

⑽　［同左］

「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。